

令和5年(ワ)第24056号 国家賠償等請求事件

原 告 (閲覧制限)

被 告 国 外2名

進行協議メモ

令和5年11月28日

東京地方裁判所民事第17部合議1係 御中

〒100-7036

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

J P タワー

長島・大野・常松法律事務所(送達場所)

電 話 03-6889-8938 (反町直通)

FAX 03-6870-4938 (反町直通)

被告ファイザー株式会社訴訟代理人

弁護士 内 海 健 司

同 森 大 樹

同 松 尾 博 憲

同 羽 鳴 貴 広

同 柿 野 真 一

同 武 內 雅 秀

同 反 町 仁 美

同 本 田 陽 希

以下、甲第2号証の認定を受けたと原告らが主張する者を「原告A」といい、その夫を「原告B」という。

1 予想される争点（請求原因に対する否認及び抗弁）

- ① 本件ワクチンには感染予防効果及び重症化予防効果がないこと（請求原因に対する否認）

→本件ワクチンには感染予防効果及び重症化予防効果がないという事実はない。

- ② 本件ワクチンが危険であること（請求原因に対する否認）

→本件ワクチンが危険であるという事実はない。なお、本件ワクチンの安全性、合法性については、被告方に証明責任があるという主張は争う。

- ③ 被告ファイザー株式会社（以下「被告ファイザー」という。）が、原告らに対し、(i) 安全かつ合法的なワクチンを製造して販売しなければならない義務及び(ii) 有害事象が発生すれば、その原因が究明され完全性が証明されるまでは本件ワクチン接種の提供と実施を停止しなければならない義務を負っていたにもかかわらず、当該義務に違反したこと（請求原因に対して争う）

→原告らが訴状において主張する事実関係から被告ファイザーが上記(i)及び(ii)の義務を負う理由が定かでなく、被告ファイザーが上記(i)及び(ii)の義務を負うという主張については争う。また、被告ファイザーが仮に上記(i)の義務を負っていたとしても、当該義務に違反した事実はない。

- ④ 原告Aの本件ワクチン接種と訴状第二・三①～④（6～7頁）記載の各後遺症状との因果関係（請求原因に対して不知、否認ないし争う）

→上記因果関係は認められない。なお、訴状第二・一～三（4～7頁）記載の原告Aの本件ワクチン接種日以降の経緯・事情については不知。

⑤ 原告Aに訴状第五・一1～7（18～20頁）記載の各損害が生じたこと（請求原因に対して不知、否認ないし争う）

→原告Aに上記各損害が生じたことは不知。また、被告ファイザーに上記③記載の（i）の義務違反があったという仮定を置いたとしても（繰り返すが、被告ファイザーとして当該義務違反を認めるものではない。）、当該義務違反と当該損害との間には相当因果関係がない。

⑥ 原告Aが、本件ワクチンの接種に関して、予防接種健康被害救済制度に基づき給付を受けたこと（抗弁）

→同給付を受けた金額については損益相殺される。

⑦ 原告Bに訴状第五・二1及び2（21頁）記載の各損害が生じたこと（請求原因に対して否認ないし争う）

→原告らの主張を前提としても、原告Bは何らの損害賠償請求権を有しない。

2 各争点について提出予定の書証

（1）争点①～④について

- ・本件ワクチンの特例承認に係る審査に関する資料
- ・本件ワクチンの副反応・安全性・有効性等に関する医学論文、報告等

（2）争点⑤～⑦について

現時点では、書証を提出する予定はない。

3 嘴託、照会の要否

現時点では、嘴託又は照会の予定はない。

4 訴状に対する求釈明

原告Aが、本件ワクチンの接種に関して、予防接種健康被害救済制度に基づき給付を受けたか否か、並びに給付を受けた場合には、その種類及び金額を明らかにされたい。

注 なお、本メモの記載内容は暫定的なものであり、本メモへの記載事実につき裁判上の自白をしたり、記載のない主張立証をしないとする趣旨ではなく、争点の設定も、今後変更の可能性がある。

以上